暮らしの中の国民年金

国民年金の独自給付

国民年金一筋の自営業者や農業従事者などの夫が亡くなったとき、18歳未満の子どもをもつ妻に遺族基礎年金が支給されることは先月号で説明しましたが、『夫が亡くなったとき子どもがみんな18歳以上であったり、もともと子どものいない妻には何の遺族保障も出ないのだろうか。それまで納めてきた保険料はすべて掛け捨てになってしまうのだろうか』という疑問があると思います。

そこで今回は、こうした場合に給付される死亡一時金、寡婦年金といった国民年金制度独自の給付について説明いたします。

死亡一時金

死亡一時金は、保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金や障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、保険料を納めた期間に応じた額が支給されます。

死亡一時金の額

保険料を納めた期間	金　額
3年以上25年未満	100,000円
25年以上30年未満	126,500円
30年以上35年未満	160,000円
35年以上	200,000円

寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が老齢基礎年金を受けずに死亡した場合、その死亡のときに夫に扶養されていた妻に対して支給されます。ただし、亡夫との結婚期間が10年以上あることが必要です。また、死亡一時金はすぐに出ますが、寡婦年金は妻が60歳から65歳になるまでの間支給されることになります。

つまり、妻は65歳になると自分の老令基礎年金がもらえるようになるので、いわばつなぎの遺族保障といえます。

年金額

寡婦年金の額は、夫が生きていればもらえたである老齢基礎年金額の4分の3（75パーセント）の額が支給されます。

保険料を納められない方は免除の手続きを早めに

国民年金の保険料は、加入者が平等に負担することになっています。また、保険料は納付しなければならない義務があります。しかし、失業していたり、病気などで家計が苦しくてどうしても保険料を納めることができない人のために、国民年金には保険料納付の免除制度があります。免除を受けると、将来年金を受ける際、免除を受けた期間については年金額が保険料を納めた場合の3分の1の額になりますが、何もしないで未納のままでおくと、将来の老齢基礎年金はもちろん万一のときの障害基礎年金や遺族年金も出ないことになります。
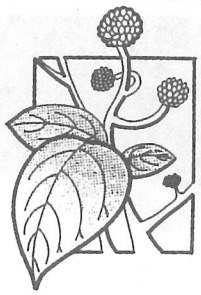
保険料をどうしても納められない人は、忘れずに免除申請の手続きをしてください。手続きは印かんを持参のうえ住民課の窓口で